

浜松市立天竜中学校

「いじめの防止等のため
の基本的な方針」

- 1 いじめの防止のための取組 (未然防止のための取組等) …… P 1
 - (1) 基本的考え
 - (2) 未然防止の基本
 - (3) 未然防止の取組のための手立て
 - (4) 役割分担
《学級担任等》・《養護教諭》・《生徒指導担当教員》・《管理職》

- 2 早期発見 (いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等) …… P 2
 - (1) 基本的考え
 - (2) いじめの早期発見のための手立て
 - (3) 役割分担
《学級担任等》・《養護教諭》・《生徒指導担当教員》・《管理職》

- 3 いじめに対する措置 (発見したいじめに対する対処) …… P 3～P 4
 - (1) 基本的考え
 - (2) 具体的対応
 - いじめの発見・通報を受けたときの対応》
 - いじめられた生徒(被害生徒)またはその保護者への対応》
 - いじめた生徒(加害生徒)への指導またはその保護者への助言》
 - いじめが起きた集団への働きかけ》
 - ネット上のいじめへの対応》
 - 重大事態への対応》

- 4 校内指導体制(組織) …… P 5
 - (1) 基本的考え
 - (2) 基本的対応
 - (3) 対応のパターン
 - (4) 組織体制

- 5 年間計画の策定 …… P 6
 - (1) 年間の取組についての見直しを行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定
 - (2) 各アンケート、組織会議、校内研修会等の実施時期の決定
 - (3) 個別面談や教育相談、家庭訪問の時期や回数決定
 - (4) 未然防止の取組の年間計画決定
 - (5) 年間計画一覧

- 6 校内研修 …… P 7～P 8
 - (1) いじめについての共通理解
 - (2) いじめが生まれる背景と指導上の注意について
 - (3) 生徒自らがいじめについて学ぶ場について
 - (4) いじめに向かわない態度・能力の育成について
 - (5) 自己有用感や自己肯定感を育む
 - (6) アンケートの実施について
 - (7) 学校評価と教員評価

- 7 地域や家庭との連携について …… P 8

1 いじめの防止のための取組 (未然防止のための取組等)

(1) 基本的考え

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(2) 未然防止の基本

- 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) 未然防止の取組のための手立て

- 絆づくりをキーワードに学校づくりを進め、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自覚が育まれる環境づくりを行う。
- わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 日常的に生徒の行動の様子を把握し、情報交換を密にとる。
- 定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証する。
- どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(4) 役割分担

《学級担任等》

- ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- イ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

《養護教諭》

- ア 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ア 校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- イ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ア 全校集会などで校長がいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ウ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

2 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

（1）基本的考え

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

（2）いじめの早期発見のための手立て

- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 保健室や相談室を適宜解放するなどして、相談窓口を広く保つ。

（3）役割分担

《学級担任等》

- ア 部活動、授業、係活動等、生徒の活動の見守りや支援活動を通して、信頼関係の構築等に努める。
- イ 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ウ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- エ 個人面談や家庭訪問の機会を活用するなど、定期的に教育相談を行う。

《養護教諭》

- ア 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

- ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- イ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、相談窓口について周知する。
- ウ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ア 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。
- ウ 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

3 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

（1）基本的考え

いじめへの対応は、いじめ対策のための「組織」（いじめ対策委員会）が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し対応にあたる。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実確認の把握を行う。

いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解決までこの「組織」が責任を持って対応にあたる。問題の解決については、単に謝罪や責任を形式的に問うものではなく、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解決であるという考え方で動き、その後の経過も見守る。

いじめる生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

（2）具体的対応

《いじめの発見・通報を受けたときの対応》

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）

イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

ウ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

エ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には早い段階から関わりを持つ。

オ 実態把握の際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行い、いじめられた生徒およびいじめを知られてきた生徒の安全を確保する。

カ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

キ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

《いじめられた生徒（被害生徒）またはその保護者への対応》

ア いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

イ 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を図る。

ウ 保護者には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。

エ いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、複数の教職員の協力のもとで安全を確保する。

オ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

カ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して聞き取りやアンケート等を行いながら事実確認を行い、必要な支援を行う。

キ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

《いじめた生徒（加害生徒）への指導またはその保護者への助言》

- ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
- イ いじめが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的な指導にあたる。
- ウ 事実確認を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、保護者の協力を求め、今後の適切な対応について助言を行う。
- エ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- オ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導する。

《いじめが起きた集団への働きかけ》

- ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、双方の関係の修復を得て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団へと変容するよう指導を継続する。

《ネット上のいじめへの対応》

- ア 被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- イ 生徒の生命、身体に被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

《重大事態への対応》

以下の内容を重大事態と捉え、被害があると認められた場合には、直ちに対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

- ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・ 欠席日数が、年間30日を超える場合
 - ・ 一定期間連続して欠席しているような場合

4 校内指導体制（組織）

（１）基本的考え

現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

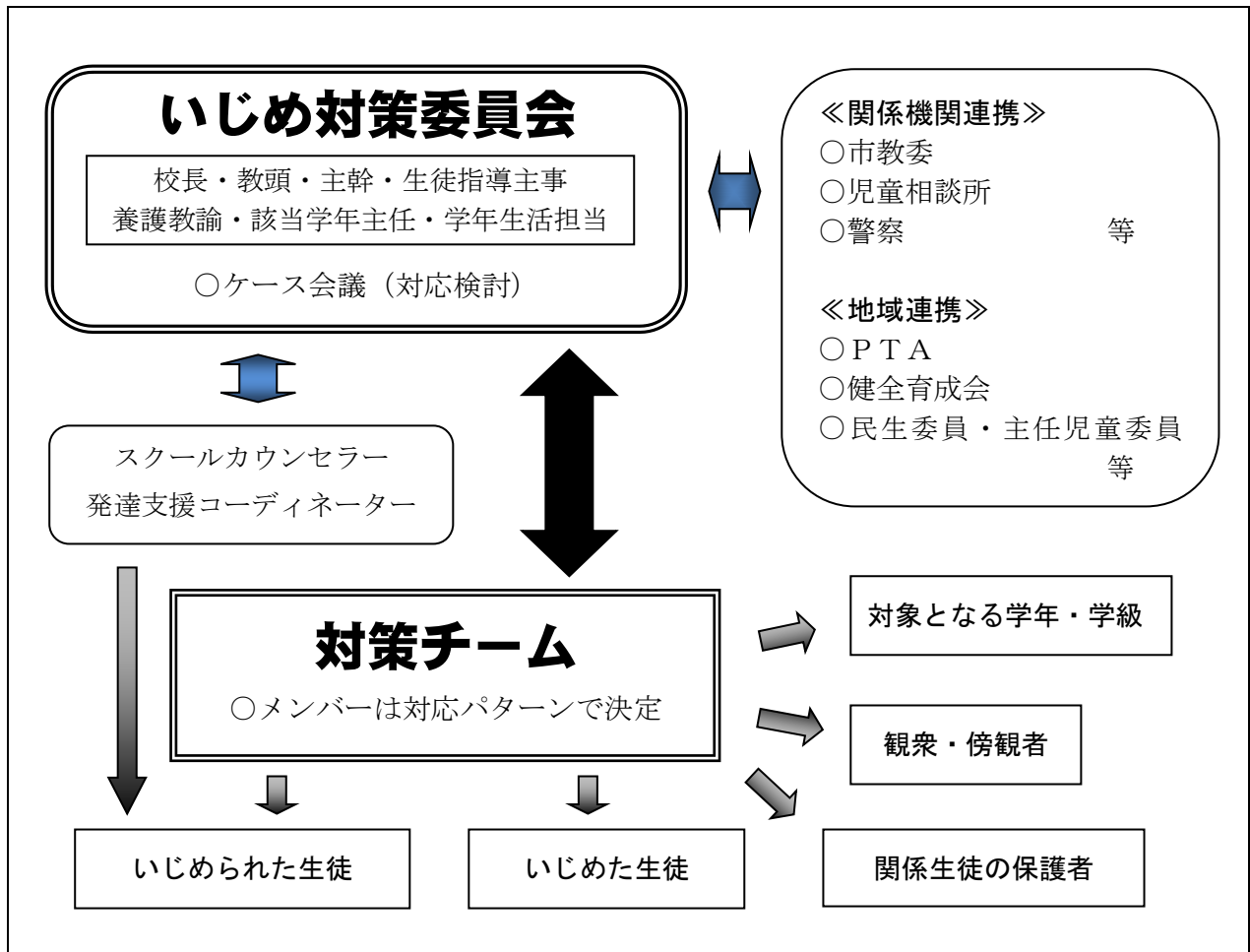
（２）基本的対応

- ア 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（いじめ対策委員会）
- イ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得る。
- ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- エ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。場合によっては、聴き取りやアンケート等を実施し情報収集を行う。
- オ 指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

（３）対応のパターン

- ア 学年内での対応
- イ 学年をまたいでの対応
- ウ 他校と連携しての対応

（４）組織体制



5 年間計画の策定

(P D C Aサイクル (Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階)

(1) 年間の取組についての見直しを行う時期 (P D C Aサイクルの期間) の決定

- 学期を節目とし、その期間での見直しを原則とする。それに応じて、「アンケート」の実施と集計時期、取組の見直しを行うための会議の開催時期、校内研修の開催時期などを決定する。

(2) 各アンケート、組織会議、校内研修会等の実施時期の決定

ア アンケートの実施

- 学習・生活アンケートの実施 …… 年2回 (前後期)、無記名式で実施
7月 (前期1回目)、12月 (後期2回目) に実施
- いじめアンケートの実施 …… 年3回 (各学期)、記名式で実施
6月 (第1回)、10月 (第2回)、2月 (第3回) をめどに実施

イ 組織会議について

- 集計結果を待って、職員会議、校内研修会等で話し合う。
- 毎月2回、生徒指導委員会で現状についての取組の見直しを行う。

ウ 職員会議または校内研修会等の実施

- 年度当初、校内研修会を開き、新メンバーによる情報提供・情報交換を行う。
- 夏季休業中など、講師を招くなどの研修会の場を持つ。
- 学期末には、アンケートの集計結果をもって職員会議、校内研修会を行う。

(3) 個別面談や教育相談、家庭訪問の時期や回数の決定

ア 個別面談の実施

- 各アンケート実施後、必要に応じて行う。
- 生活日記の記述から生徒の状態を把握し、適宜行う。

イ 教育相談の実施 …… 年2回

- 保護者を含む三者面談を、1学期末、2学期末に実施する。

ウ 年度当初には、新しい職員、学級編成を踏まえ、家庭訪問を実施する。

(4) 未然防止の取組の年間計画決定

- すべての学年が学年の取組か全校の取組のいずれかをP D C Aサイクルの期間内に少なくとも1回は取り組む形で、全学年の年間計画を組む。
- 学級単位で独自に追加の取組を行うことを妨げないが、学年共通、全校共通の取組に代えて各学級の取組を行うことは避ける。学級任せの (=学級担任の力量や熱意に大きく依存した) 取組ではなく、体系的・組織的な取組を学校全体で進めていくことが重要である。

(5) 年間計画一覧

項目	1学期	2学期	3学期
家庭訪問	5月 (全員)	なし	なし
教育相談 (面談)	7月 (全員)	12月 (全員)	適宜
いじめアンケート調査	6月 (記名式)	10月 (記名式)	2月 (記名式)
学習・生活アンケート	7月 (無記名式)	12月 (無記名式)	
校内研修	4月	夏休み	3月

6 校内研修

(1) いじめについての共通理解

- ア 校内研修や職員会議で、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- イ 生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。

(2) いじめが生まれる背景と指導上の注意について

- ア いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえる。
 - 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。
 - 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- イ 指導上の注意
 - 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言をしない。
 - 生徒の相談に対して、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価しない。
 - 相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しないことがあってはならない。
 - 周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認しない。
 - 障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、指導に当たる。

(3) 生徒自らがいじめについて学ぶ場について

- ア 生徒自らがいじめの問題について、主体的に考えられるような取組の場を設定する。
- イ いじめられる側にも問題がある、大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である、いじめを見ているだけなら問題はないなどの考え方は誤りであることを学ぶ場を設定する。
- ウ ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ場を設定する。

(4) いじめに向かわない態度・能力の育成について

- ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。
- イ 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ウ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- エ 生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- オ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力を育てる。
- カ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を育てる。

(5) 自己有用感や自己肯定感を育む

社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学年集団間（部活動・学校行事等）で適切に連携して取り組む。

ア 自己有用感を高める

- ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱く場を設定する。
- 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。

イ 自己肯定感を高める

- 困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(6) アンケートの実施について

ア アンケートはあくまで手法の一つであり、いじめの訴えや発見は難しいことを認識して実施、および対応にあたる。

イ アンケートは、全生徒との面談等に役立てることを念頭に置いて実施する。

ウ アンケート実施後にも、いじめ発見などの手立てを怠らない。

エ 安心していじめを訴えられるよう実施方法や無記名にするなどの工夫をする。

オ 学期ごとなどの節目で生徒の生活や人間関係の状況を把握できるよう配慮する。

(7) 学校評価と教員評価

ア 学校評価

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

イ 教員評価

いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

7 地域や家庭との連携について

基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。